

復興特別法人税のあらまし

平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号。以下「復興財源確保法」といいます。）において復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行されることになりました。

（復興特別法人税制度の概要）

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。



（復興特別法人税制度の具体的内容）

復興特別法人税制度の具体的な内容は、次のとおりです。

1 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があります（復興財源確保法42）。

なお、人格のない社団等及び法人課税信託の受託者である個人は、法人とみなすこととされています（復興財源確保法41

①）

《基準法人税額の意義》

基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（次に掲げる規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）をいいます（復興財源確保法44一）。

- ① 法人税法第67条《特定同族会社の特別税率》、第68条《所得税額の控除》、第69条《外国税額の控除》、第70条《仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除》、第70条の2《税額控除の順序》及び第144条《外国法人の所得税額控除》
- ② 租税特別措置法第3章第5節《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》及び第5節の2《土地の譲渡等がある場合の特別税率》

基準法人税額は、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

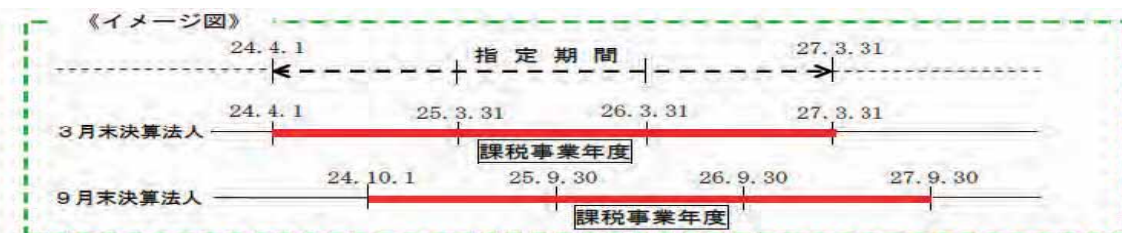
$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

2 納税地

復興特別法人税の納税地は、法人税の納税地と同じです（復興財源確保法46①）。

3 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています（復興財源確保法40十、45①）。



詳細等につきましては、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) 掲載の「復興特別法人税のあらまし」をご覧ください。